

西脇市太陽光発電設備の設置手続に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の生活環境と太陽光発電設備の設置との調和を図るため、太陽光発電設備の設置に係る手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光をエネルギー源とするものをいう。ただし、建築物に設置されるものを除く。
- (2) 事業区域 太陽光発電設備の用に供する土地の区域をいう。
- (3) 開発行為等 太陽光発電設備を設置する行為をいう。
- (4) 設置者 太陽光発電設備を設置する者をいう。
- (5) 管理者 太陽光発電設備を管理する者をいう。
- (6) 施工者 太陽光発電設備の工事を行う者をいう。
- (7) 近隣関係者 太陽光発電設備の設置に伴い生活環境に影響を受けるおそれがある者として規則で定める者をいう。

（適用範囲）

第3条 発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備（設置済みの太陽光発電設備又は施工中の太陽光発電設備と一体的に開発行為等を行う場合で、発電出力の合計が10キロワット以上になるものを含む。）の設置であって、事業区域の面積が5,000平方メートル未満の場合に適用する。

（対象地域）

第4条 この条例の対象地域は市内全域とする。

（設置者、管理者及び施工者の責務）

第5条 設置者、管理者及び施工者は、関係法令等を遵守するとともに、市が行う指導及び助言に協力しなければならない。

- 2 設置者は、開発行為等をしようとするときに、災害の防止に努めるとともに、事業区域内に規則で定める区域が含まれていないことを確かめなければならない。
- 3 設置者は、開発行為等をしようとするときに、生活環境の保全及び自然環境の保護について十分に配慮するとともに、近隣関係者との良好な関係を保たなければならない。
- 4 管理者は、太陽光発電設備が地域環境との調和に支障をきたさな

いよう、適切な管理に努めなければならない。

- 5 設置者及び管理者は、太陽光発電設備における災害時及び廃止後の措置について事前に計画をしておかなければならない。

(事前協議)

第6条 設置者は、開発行為等を行おうとするときは、当該太陽光発電設備の設置に関する事業計画（以下「事業計画」という。）について、事前にその旨を市長に申し出なければならない。

- 2 事前協議を行う際に提出する申出には、次に掲げる事項を定めるものとする。（条例第10条において準用する場合も含む。）

- (1) 事業区域の所在地

- (2) 事業区域の面積

- (3) 太陽光発電設備の出力

- (4) 設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。）

- (5) 管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。）

- (6) 施工者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。）

- (7) 設置工事の着工予定日及び完了予定日

- (8) 太陽光発電設備の管理方法（災害時及び太陽光発電設備の廃止後において行う措置を含む。）

- 3 市長は、第1項の申出を受理したときは、事前協議終了通知書を交付するものとする。

(事業計画の公表)

第7条 設置者は、次条に規定する近隣説明会の開催日の14日前までに、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

(近隣関係者への説明)

第8条 設置者は、第6条第1項の規定による事前協議を終了した後に、近隣関係者に対し、事業計画の内容について説明（以下「近隣説明会」という。）を行わなければならない。

- 2 前項の説明を行うに当たっては、設置者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるように努めなければならない。

- 3 設置者は、近隣説明会実施記録により市長に報告しなければならない。

(事業計画の届出等)

第9条 設置者は、第6条第1項に規定する事前協議及び第8条第1項に規定する近隣説明会を終えた後、開発行為等の着手日の30日前までに、事業計画を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、遅滞なく当該変更後の事業計画を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれをしてしなければならない。

3 市長は、第1項及び第2項の届出を受理したときは、事業計画受理書及び事業計画変更受理書を交付するものとする。

（開発行為等着手の届出）

第10条 設置者は、開発行為等の着手日の7日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

（開発行為等完了の届出）

第11条 第9条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（事業廃止の届出）

第12条 設置者又は管理者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

（事業廃止完了の届出）

第13条 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る廃止工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（指導又は助言）

第14条 市長は、第6条第1項、第9条第1項、同条第2項又は第13条の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 設置者又は管理者は、前項の規定による指導を受けた場合は、その処理状況を市長に報告しなければならない。

（報告の徴収）

第15条 市長は、この条例に定めるもののほか、設置者又は管理者に対し、太陽光発電設備の設置等に関して報告を求めることができる。

（勧告及び公表）

第16条 市長は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができる。

(1) 第6条第1項、第9条第1項、同条第2項又は第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 正当な理由なく第14条の規定による指導に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けたものが当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

(補則)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 第6条第1項、第9条第1項又は第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は近隣説明会実施記録に虚偽の記載をして提出した者は、5万円以下の過料に処す。

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科す。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。